

平成28年9月29日(木)

## 生命保険の代理店手数料の開示等について

株式会社トマト銀行(取締役社長 高木 晶悟)は、平成28年11月1日(火)より、お客さまに最適な商品選択を行っていただくことを目的として、「金融商品に関する勧誘方針」に基づき、「保険代理店手数料の開示」および「保険代理店手数料の受領方式の変更」を行いますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 保険代理店手数料の開示

当社が保険会社から受領する生命保険(特定保険契約※1)の代理店手数料を保険会社の同意を前提に自主的に開示いたします。

代理店手数料は、保険会社から販売代理店である当社に支払われるものであり、お客さまから直接いただく費用ではありませんが、お客さまが最適な保険商品の選択を行ううえで、より多くの判断材料をお持ちいただくために開示することといたしました。

※1 特定保険契約とは、金融商品取引法の行為規制の一部が準用される、市場リスクを有する生命保険商品のことで、具体的には、変額保険、外貨建保険、市場価格調整機能を有する保険などが該当します。

#### 2 保険代理店手数料の受領方式の変更

当社が保険会社から受領する手数料について、従来の保険募集時に一括で受領する方式から、「販売手数料※2」と「継続手数料※3」に分けて受領する方式に、保険会社各社と合意できた商品から順次変更いたします。

※2 募集時のコンサルティングの対価として、販売額に応じて保険会社から受領する手数料。

※3 アフターフォロー等の対価として、契約期間中に保険会社から定期的な受領する手数料。

以上